

滋賀県市町村職員研修センター職員の自己啓発等休業に関する規則

[平成 20 年 2 月 29 日滋賀県市町村職員研修センター規則第 1 号]

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県市町村職員研修センター職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 20 年滋賀県市町村職員研修センター条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第 2 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 5 および条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第 3 条 条例第 3 条の規則で定める場合は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 97 条に規定する大学院の課程（同法第 104 条第 4 項第 2 号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）またはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が 2 年を超え、3 年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第 4 条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書（別記様式）により、自己啓発等休業を始めようとする日の 1 月前までに行うものとする。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第 5 条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(職務復帰)

第 6 条 自己啓発等休業の期間が満了したときまたは自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(自己啓発等休業に係る書面の交付)

第 7 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対してその旨を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 職員の自己啓発等休業を承認する場合
- (2) 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合

(報告への準用)

第 8 条 第 4 条第 2 項の規定は、条例第 9 条第 1 項の報告について準用する。

(条例第 10 条の規則で定める日)

第9条 条例第10条の規則で定める日は、滋賀県市町村職員研修センター職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成14年滋賀県市町村職員研修センター規則第8号）第22条に規定する昇給日とする。

（雑則）

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

2 滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例施行規則（平成14年滋賀県市町村職員研修センター規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、または自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第2条第5項および第3条中「育児休業をし」の次に「、自己啓発等休業をし」を加える。

第25条の2第3号および第25条の4第2項中「派遣され」の次に「、自己啓発等休業をし」を加える。

第34条第1項に次の1号を加える。

（7）自己啓発等休業をしている職員

第36条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第43条第1項第2号中「第6号」を「第7号」に改める。

第46条第2項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3）自己啓発等休業をしている職員として在職した期間

（滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

3 滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する規則（平成14年滋賀県市町村職員研修センター規則第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「第5号まで」の次に「または第7号」を加える。